

## 避難農業者経営再開支援事業（継続）

### 1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。）から避難を余儀なくされた農業者の避難先や移住先における農業経営の再開を支援することによって、避難農業者の生活再建を図る。

### 2 事業内容

(1) 避難農業者が原子力被災12市町村外（県外を含む。）の避難先や移住先で農業経営を開始する際に必要な農業用機械、施設等の導入等と、避難元市町村が避難農業者の農業経営の開始に向けて、各種調整等に要する事務経費を支援する。

3 事業実施主体 避難農業者（※直近の事業年度にかかる農産物の販売金額が、被災前と比べて50パーセント以下である者）

4 予算額 22,748千円

5 補助率 1/3以内  
(ただし、帰還困難区域等農業者が将来原子力被災12市町村で農業経営を再開する意志がある場合は、3/4以内)

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

17



## 避難農業者経営再開支援事業

【令和3年度予算額：22,748千円】

令和3年1月  
農業振興課

- 原子力被災12市町村農業者の生活再建を図るため、原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援

### 現状と課題

長期にわたる避難生活や帰還困難区域の取扱い方針の決定等により、**当面、地元への帰還の見通しが立てられない状況**

避難の長期化、営農意欲の減退等により今なお、就業に至っていない避難農業者がいることから、**生活再建を後押しする支援策が必要**

避難農業者から営農再開に向けた支援策として、最も多い要望は、避難に伴い使用できなくなった**農業用機械・施設等の再整備に対する支援**

**当面、帰還等の見通しがたない避難農業者が、避難先等で農業経営を再開する際に必要な機械・施設の導入等を支援**

### 避難農業者経営再開支援事業

#### ①事業の目的

原子力災害により避難を余儀なくされている農業者の営農意欲を高め、移住先、避難先における農業経営の再開を支援することで、原子力被災12市町村農業者の早期の生活再建を図る。

#### ②事業の内容

- ・ 原子力被災12市町村農業者が、当該市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で農業経営を再開する際に必要となる農業用機械・施設の導入等に要する経費を支援する。
- ・ 避難元市町村が避難農業者の営農再開に向けて、各種調整等に要する経費を支援する。

#### ③事業実施主体

- ・ 避難元市町村（原子力被災12市町村）
- ・ 助成対象者：原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で営農を再開する原子力被災12市町村農業者

#### ④対象経費

- ・ 農業用機械・家畜等の導入
- ・ 生産施設等の整備 など

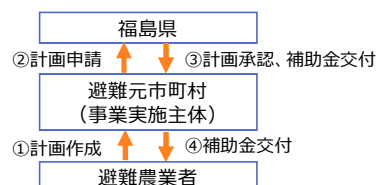
#### ⑤補助額

【経営再開支援補助金】（補助対象経費の上限額：10,000千円）

補助率※	帰還困難区域内農業者	帰還困難区域外農業者
将来帰還する意向がある場合	3/4以内	1/3以内
“ ” ない場合	1/3以内	

※「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（商工業者向け）と同じ補助率

#### ⑥事業の流れ



18